24	(1)　佐賀県鳥栖市元町字川原1328－5　(62.50) (2)　佐賀県鳥栖市立石町字一本杉2061　(73.00)	北緯33度22分26秒東経130度30分24秒の地点と北緯33度22分09秒東経130度29分00秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域

［2～4　略］

24	(1)　佐賀県鳥栖市元町字川原1328－5　(62.50) (2)　佐賀県鳥栖市立石町字一本杉2061　(73.00)	北緯33度22分26秒東経130度30分24秒の地点と北緯33度22分09秒東経130度29分00秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
25	(1)　宮崎県児湯郡西米良村大字竹原字津賀瀬69－1　(650.70) (2)　宮崎県児湯郡西米良村大字小川字鳥居之元458　(1202.90)	北緯32度14分24秒東経131度08分41秒の地点と北緯32度15分10秒東経131度10分49秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域

［2～4　略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

九　平成三十年総務省告示第四百二十一号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
［1・2　略］	［1・2　同左］
3　人命・財産の保護用伝搬障害防止区域	3　［同左］

区分	伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無給電中継装置の設置場所（括弧内の数値は、海抜高（メートル）を示す。）	伝搬障害防止区域の範囲
［1～3　略］		
4	削除	
［5　略］		

区分	伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無給電中継装置の設置場所（括弧内の数値は、海抜高（メートル）を示す。）	伝搬障害防止区域の範囲
［1～3　同左］		
4	(1)　大阪府大阪市住之江区南港北1―14―16　(251.70) (2)　大阪府大阪市西区九条南1―12―54　(116.60)	北緯34度39分04秒東経135度26分22秒の地点と北緯34度40分12秒東経135度28分26秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
［5　同左］		

備考　表中の［　］の記載は注記である。

十　令和三年総務省告示第二百二十一号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
1　電気通信業務用伝搬障害防止区域	1　［同左］

区分	伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無給電中継装置の設置場所（括弧内の数値は、海抜高（メートル）を示す。）	伝搬障害防止区域の範囲
1	(1)　神奈川県相模原市中央区中央6－3－1　(186.70)	北緯35度34分07秒東経139度22分07秒の地点と北緯35度33分37秒東経139度22分15秒の地点を結ぶ

区分	伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無給電中継装置の設置場所（括弧内の数値は、海抜高（メートル）を示す。）	伝搬障害防止区域の範囲
1	(1)　神奈川県相模原市中央区中央6－3－1　(186.70)	北緯35度34分07秒東経139度22分07秒の地点と北緯35度33分37秒東経139度22分15秒の地点を結ぶ